

国立大学法人東京学芸大学宿舍貸与者等の選定等に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1 この要項は、国立大学法人東京学芸大学宿舍規則（平成16年規則第18号。以下「規則」という。）に基づき、本学が管理する職員宿舍（以下「宿舍」という。）の貸与又は入替（以下「貸与等」という。）の予定者（以下「貸与予定者等」という。）の選定基準並びに貸与等に際しての諸手続きを定めることによりその公平性を確保し、宿舍事務の効率的な実施を図ることを目的とする。</p> <p>（希望調書の提出）</p> <p>第2 貸与等を希望する者は、職員宿舍貸与希望調書（別紙様式1）又は職員宿舍入替希望調書（別紙様式2）を毎年1月末日までに所属の<u>課長又は監査室長</u>（教員にあつては、学系支援課長又は附属学校課長）を経由して、財務課へ提出しなければならない。ただし、提出期日後に貸与等を希望する事情が生じたときは、随時これを提出することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この要項は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1 この要項は、国立大学法人東京学芸大学宿舍規則（平成16年規則第18号。以下「規則」という。）に基づき、本学が管理する職員宿舍（以下「宿舍」という。）の貸与又は入替（以下「貸与等」という。）の予定者（以下「貸与予定者等」という。）の選定基準並びに貸与等に際しての諸手続きを定めることによりその公平性を確保し、宿舍事務の効率的な実施を図ることを目的とする。</p> <p>（希望調書の提出）</p> <p>第2 貸与等を希望する者は、職員宿舍貸与希望調書（別紙様式1）又は職員宿舍入替希望調書（別紙様式2）を毎年1月末日までに所属の<u>課長又は室長</u>（教員にあつては、学系支援課長又は附属学校課長）を経由して、財務課へ提出しなければならない。ただし、提出期日後に貸与等を希望する事情が生じたときは、随時これを提出することができる。</p> <p>〔省略〕</p>